

岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第 1 条 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="203 1007 1084 1204"><tbody><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の3.1</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の4.6</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の6</u></td></tr></tbody></table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="1211 1007 2092 1204"><tbody><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の1.9</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の2.7</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の3.6</u></td></tr></tbody></table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>												

区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1

区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1

号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合

号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合には、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の

として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第13項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するため

2第2項の政令で定める場合には、4年)以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成30年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するため

に独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第13項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号及び第4項第2号において同じ。)

ア・イ [略]

に独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第12項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号及び第4項第2号において同じ。)

ア・イ [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。))に適合すること

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ [略]

（イ） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ニ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ)・(ウ) [略]

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ [略]

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハの総務省令で定めるもの

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

5 [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

5 [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法附則第12条の2の2第2項第5号ニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 附則第24条の2第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 附則第24条の2第3項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 附則第24条の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5～12 [略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが

(3) 附則第24条の2第2項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 附則第24条の2第3項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 附則第24条の2第4項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5～12 [略]

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが

困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。）内の第84条第1項の自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同

困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。）内の第84条第1項の自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用

じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)、一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する平成28年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、

混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用バス等及び被けん引自動車を除く。) に対して課する平成26年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

自動車の区分		税率 (年額)	
		営業用	自家用
乗用車 (三輪の小型自動車であるものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,200	円 32,400
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,300	37,900
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,400	43,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,100	49,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	17,200	56,100
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	19,600	63,800
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	22,500	73,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	25,900	84,100
	総排気量が4.5リットルを超	29,900	96,800

	<u>え6リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>44,700</u>	<u>122,100</u>
<u>トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）</u>	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>7,100</u>	<u>8,800</u>
	<u>最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの</u>	<u>9,900</u>	<u>12,600</u>
	<u>最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの</u>	<u>13,200</u>	<u>17,600</u>
	<u>最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの</u>	<u>16,500</u>	<u>22,500</u>
	<u>最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの</u>	<u>20,300</u>	<u>28,000</u>
	<u>最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの</u>	<u>24,200</u>	<u>33,000</u>
	<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>	<u>28,000</u>	<u>38,500</u>
	<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>	<u>32,400</u>	<u>44,500</u>
	<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>	<u>32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額</u>	<u>44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額</u>

一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの	<u>29,100</u>	<u>36,300</u>	
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	<u>35,200</u>	<u>45,100</u>	
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	<u>41,800</u>	<u>53,900</u>	
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	<u>48,400</u>	<u>62,700</u>	
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	<u>55,500</u>	<u>72,000</u>	
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	<u>62,700</u>	<u>81,400</u>	
	乗車定員が80人を超えるもの	<u>70,400</u>	<u>91,300</u>	
三輪の小型自動車		<u>4,900</u>	<u>6,600</u>	
けん引自動車	小型自動車であるもの	<u>8,200</u>	<u>11,200</u>	
	普通自動車であるもの	<u>16,600</u>	<u>22,600</u>	
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	<u>6,600</u>	<u>25,900</u>
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>7,400</u>	<u>30,300</u>
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>8,300</u>	<u>34,700</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	<u>12,100</u>	<u>39,600</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	<u>13,700</u>	<u>44,800</u>
		総排気量が3リットルを超え	<u>15,700</u>	<u>51,000</u>

	<u>3.5リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>18,000</u>	<u>58,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>20,600</u>	<u>67,300</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>23,800</u>	<u>77,400</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>35,700</u>	<u>97,600</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>霊きゅう車</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>7,100</u>	
	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>11,200</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>13,200</u>	
<u>キャンピング車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>25,900</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>30,300</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>34,700</u>

	<u>総排気量が2リットルを超え 2.5リットル以下のもの</u>		<u>39,600</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超 え3リットル以下のもの</u>		<u>44,800</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え 3.5リットル以下のもの</u>		<u>51,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超 え4リットル以下のもの</u>		<u>58,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え 4.5リットル以下のもの</u>		<u>67,300</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超 え6リットル以下のもの</u>		<u>77,400</u>
	<u>総排気量が6リットルを超え るもの</u>		<u>97,600</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>9,900</u>	<u>12,600</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10ト ン以下のもの</u>	<u>20,300</u>	<u>28,000</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15ト ン以下のもの</u>	<u>32,400</u>	<u>44,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるも の</u>	<u>47,900</u>	<u>65,300</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用

総排気量が1リットル以下のもの	円 4,100	円 5,700
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200	6,900
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900	8,800

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然

ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超	5,000	20,000

	<u>え2リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>7,000</u>	<u>22,500</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>8,000</u>	<u>25,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>9,000</u>	<u>29,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>10,500</u>	<u>33,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>	<u>44,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>20,500</u>	<u>55,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>4,000</u>	<u>15,000</u>
トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
	<u>最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>最大積載量が5トンを超え6</u>	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>

		<u>トン以下のもの</u>		
		<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
		<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
		<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>	<u>15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額</u>	<u>20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額</u>
<u>バス</u>	<u>一般乗合用バス等</u>	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>6,000</u>	
		<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>7,500</u>	
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>9,000</u>	
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>10,000</u>	
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>11,500</u>	
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>13,000</u>	
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>14,500</u>	
		<u>その他</u>	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>13,500</u>
		<u>乗車定員が30人を超え40人以下</u>	<u>16,000</u>	<u>20,500</u>

		<u>下のもの</u>		
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>19,000</u>	<u>24,500</u>
		<u>下のもの</u>		
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>22,000</u>	<u>28,500</u>
		<u>下のもの</u>		
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>25,500</u>	<u>33,000</u>
		<u>下のもの</u>		
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>28,500</u>	<u>37,000</u>
		<u>下のもの</u>		
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>32,000</u>	<u>41,500</u>
<u>三輪の小型自動車</u>			<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
<u>けん引自動車</u>		<u>小型自動車であるもの</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
		<u>普通自動車であるもの</u>	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>
<u>特種用途車</u>	<u>乗用車に属するもの</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>14,000</u>
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>4,000</u>	<u>16,000</u>
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>6,500</u>	<u>20,500</u>
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>23,500</u>
		<u>総排気量が3.5リットルを超</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>

	<u>え4リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈きゅう車</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	
<u>キャンピング車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>14,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>16,000</u>

	<u>総排気量が2リットルを超え 2.5リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え 3リットル以下のもの</u>		<u>20,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え 3.5リットル以下のもの</u>		<u>23,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え 4リットル以下のもの</u>		<u>27,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え 4.5リットル以下のもの</u>		<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え 6リットル以下のもの</u>		<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>		<u>12,000</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるもの</u>	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

<u>自動車の区分</u>	<u>税率（年額）</u>
---------------	---------------

	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,800	円 2,600
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,300	3,200
総排気量が1.5リットルを超えるもの	3,200	4,000
電気を動力源とするもの	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するもの
 については、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車） 総排気量が1リットル以下のもの	円 6,000	円 22,500

であるものを除く。)	総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	<u>6,500</u>	<u>26,000</u>
	総排気量が1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	<u>7,500</u>	<u>30,000</u>
	総排気量が2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	<u>10,500</u>	<u>34,000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	総排気量が3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	<u>13,500</u>	<u>43,500</u>
	総排気量が3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	<u>15,500</u>	<u>50,000</u>
	総排気量が4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	<u>18,000</u>	<u>57,500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	<u>20,500</u>	<u>66,000</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの	<u>31,000</u>	<u>83,500</u>
トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）	最大積載量が1トン以下のもの	<u>5,000</u>	<u>6,000</u>
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	<u>9,000</u>	<u>12,000</u>
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	<u>11,500</u>	<u>15,500</u>

		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	14,000	19,500
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	16,500	22,500
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	19,500	26,500
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	22,500	30,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	22,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,500円を加算した額	30,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額
		バス	一般乗合バス等	乗車定員が30人以下のもの
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	11,000	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	13,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	15,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	17,000	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	19,500	

		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>22,000</u>	
その他		<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>20,000</u>	<u>25,000</u>
		<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>24,000</u>	<u>31,000</u>
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>28,500</u>	<u>37,000</u>
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>33,000</u>	<u>43,000</u>
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>38,000</u>	<u>49,500</u>
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>43,000</u>	<u>55,500</u>
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>48,000</u>	<u>62,500</u>
<u>三輪の小型自動車</u>			<u>3,500</u>	<u>4,500</u>
けん引自動車		<u>小型自動車であるもの</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
		<u>普通自動車であるもの</u>	<u>11,500</u>	<u>15,500</u>
特種用途車	乗用車に属するもの	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>18,000</u>
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>21,000</u>
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>24,000</u>
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>

	<u>総排気量が3リットルを超え 3.5リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え 4リットル以下のもの</u>	<u>12,500</u>	<u>40,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え 4.5リットル以下のもの</u>	<u>14,500</u>	<u>46,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え 6リットル以下のもの</u>	<u>16,500</u>	<u>53,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超え るもの</u>	<u>24,500</u>	<u>67,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区 分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に 応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に 定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定め る区分に応じた税率</u>	
<u>靈きゅ</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>5,000</u>	
<u>う車</u>	<u>乗車定員が3人を超え10人以 下のもの</u>	<u>8,000</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>9,000</u>	
<u>キャン ピング</u>	<u>総排気量が1リットル以下の もの</u>		<u>18,000</u>
<u>車</u>	<u>総排気量が1リットルを超え 1.5リットル以下のもの</u>		<u>21,000</u>

	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>24,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>27,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>31,000</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>		<u>35,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>		<u>40,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>		<u>46,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>		<u>53,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>67,000</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10トン以下のもの</u>	<u>14,000</u>	<u>19,500</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以下のもの</u>	<u>22,500</u>	<u>30,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるもの</u>	<u>33,000</u>	<u>45,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第6項第5号の総務省令で定めるものに適

の（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるものに適

合するもの

[略]

[略]

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第7項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第3項の表に定める税率とする。

合するもの

[略]

[略]

3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000

	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>10,500</u>	<u>33,500</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>14,000</u>	<u>44,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>20,500</u>	<u>55,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>4,000</u>	<u>15,000</u>
トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
	<u>最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>
	<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
	<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>	<u>15,000円に最大積載量</u>	<u>20,500円に最大積載量</u>

			が8トンを超える部分 1トンまで ごとに 2,400円を 加算した額	が8トンを超える部分 1トンまで ごとに 3,200円を 加算した額
バス	一般乗	乗車定員が30人以下のもの	6,000	
	合用バス等	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	
		その他	乗車定員が30人以下のもの	13,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
乗車定員が60人を超え70人以下のもの		25,500	33,000	

		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>28,500</u>	<u>37,000</u>
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>32,000</u>	<u>41,500</u>
	<u>三輪の小型自動車</u>		<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
	<u>けん引自動車</u>	<u>小型自動車であるもの</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
		<u>普通自動車であるもの</u>	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>
<u>特種用途車</u>	<u>乗用車に属するもの</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
		<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>14,000</u>
		<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	<u>4,000</u>	<u>16,000</u>
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>6,500</u>	<u>20,500</u>
		<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>23,500</u>
		<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>
		<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>
		<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
		<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>

	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>霊きゅ</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
<u>う車</u>	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	
<u>キャンピング車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>14,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>16,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>20,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>		<u>23,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超</u>		<u>27,000</u>

	<u>え4リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>		<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>		<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>		<u>12,000</u>
その他	<u>車両重量が5トン以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	<u>車両重量が5トンを超え10トン以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	<u>車両重量が10トンを超え15トン以下のもの</u>	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>車両重量が15トンを超えるもの</u>	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

<u>自動車の区分</u>	<u>税率（年額）</u>	
	<u>営業用</u>	<u>自家用</u>
<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	円 <u>1,800</u>	円 <u>2,600</u>
<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>2,300</u>	<u>3,200</u>
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	<u>3,200</u>	<u>4,000</u>

電気を動力源とするもの	1,800	2,600
-------------	-------	-------

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の3第8項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等）

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等）

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納

係る納税義務を免除する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分
及び平成27年度分

(3) [略]

2・3 [略]

税義務を免除する。

(1) [略]

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第45条及び附則第20条の2の5の改正規定を削る。

改正前	改正後
附 則 <u>(事業税に関する経過措置)</u> 第4条 この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第45条及び附則第20条の2の5の規定は、 <u>附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</u>	附 則 第4条 削除

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の4の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第45条及び附則第20条の2の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第24条の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第25条及び第25条の2の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。